

別表：低未利用土地等確認書の交付のための提出書類等チェックリスト

	チェック項目	確認事項等
低未利用土地等であることの確認 □適 □否	1 別記様式①-1 ・都市計画 <input type="checkbox"/> 都市計画区域内	・申請のあった土地等が都市計画法第4条第2号に規定する都市計画区域内であることを確認する。
	2 売買契約書の写し ・売買契約書の写しの添付 <input type="checkbox"/> 有り	
	右のいずれかの書類（※1）	・以下のいずれかの方法により、低未利用土地等であることを確認する。 ① 空き家バンクの登録の際に、更地、空き家又は空き店舗であることを市区町村の担当者又は市区町村と連携する宅地建物取引業者が確認していること。登録の際に確認を行っていない場合は、市区町村の担当者又は市区町村と連携する宅地建物取引業者が現地調査により確認すること。 ② 宅地建物取引業者が、現況更地、空き家又は空き店舗の広告を出していること。 ③ 電気・水道・ガスの使用中止日が売買契約よりも1ヶ月以上前であること。 ④ ①～③を確認する書類を提出できない場合は、 ・別記様式①-2により宅地建物取引業者が低未利用土地等であることを証する旨を確認する ・2方向以上からの写真と併せて現地調査やヒアリングを行うことにより、低未利用土地等であることを確認する
	① 空き家バンク等 <input type="checkbox"/> 空き家バンク等への登録が確認できる書類	
② 宅地建物取引業者の広告 <input type="checkbox"/> 宅建業者の広告		
③ 電気・水道・ガス <input type="checkbox"/> 使用中止日が確認できる書類（※2）		
	④ 其他要件を満たすことを容易に認めることができる書類 <input type="checkbox"/> 宅建業者が証明（別記様式①-2） 又は <input type="checkbox"/> 2方向以上の写真（用途 <input type="checkbox"/> ） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;">                         現地調査日：            年        月        日                          調査職員：            課            係                     </div>	
譲渡後の利用についての確認 □適 □否	<input type="checkbox"/> 別記様式②-1（宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合） 又は <input type="checkbox"/> 別記様式②-2（宅地建物取引業者を介さず相対取引にて譲渡した場合） 又は <input type="checkbox"/> 別記様式③（宅地建物取引業者が譲渡後の利用について確認した場合）（※3）	・提出された別記様式について、必要事項が全て記入されていることを確認する。
その他の要件の確認等 □適 □否	1 申請のあった土地等に係る登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書の添付 <input type="checkbox"/> 別紙3の添付（譲渡の年の1月1日において所有期間が5年以下のものの譲渡で、取得事由が相続又は遺贈である場合）	・売買契約のあった年の1月1日において、申請のあった土地等の所有期間が5年を超えることを確認する。 ・以下の事項について登記事項証明書をもって低未利用土地等確認書に記載する。 ① 申請のあった土地等と一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地等の有無（□有 □無）。 ② ①が「有」の場合、当該分筆された土地等につき低未利用土地等確認書を今回の申請者に交付した実績の有無（□有 □無）。
	申請のあった低未利用土地等が租税特別措置法第35条の3第2項第2号イ又はロに掲げる区域か否かについて確認をし、別記様式①-1にチェックをつける。 <input type="checkbox"/> 用途地域設定区域（ <input type="checkbox"/> 譲渡価格の額の合計が800万円以下） <input type="checkbox"/> 非線引き白地区域（ <input type="checkbox"/> 譲渡価格の額の合計が500万円以下）	

（※1）申請のあった土地等が農地の場合は、農地法（昭和27年法第229号）第30条に基づく農業委員会による利用状況調査の結果、同法第32条第1項各号のいずれかに該当すること（現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと認められること又は農業上の利用の程度が周辺の地域に比して著しく劣っていると認められること）が確認されていることによっても、確認可能とする。

（※2）支払い証明書、料金請求書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳の写し又はクレジットカードの利用明細（最終の料金引き落とし日が分かるもの）等

（※3）別記様式②-1及び②-2を提出できない場合に限り、別記様式③（宅地建物取引業者が譲渡後の利用について確認した場合）によっても確認可能とする。